

議案第20号

葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

立石地区センターの機能を立石地区センター別館に移転し、立石地区センター別館を立石地区センターとするほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

葛飾区地域コミュニティ施設条例（平成19年葛飾区条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「別館大会議室、別館小会議室、別館和室、別館集会室及び別館多目的室」を「大会議室、小会議室、和室、集会室及び多目的室」に改める。

第2条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第3条第2項第1号及び第7条第1項中「第1条」を「第1条第1項」に改める。

別表第1の1の部葛飾区地域コミュニティ施設立石地区センターの項を次のように改める。

葛飾区地域コミュニティ施設 立石地区センター	大会議室	東京都葛飾区立石三丁目12 番1号
	小会議室	
	和室	
	集会室	
	多目的室	

別表第1の3の部葛飾区地域コミュニティ施設白鳥憩い交流館の項を削る。

別表第1の4の部葛飾区地域コミュニティ施設亀有学び交流館の項を次のように改める。

葛飾区地域コミュニティ施設 亀有学び交流館	スポーツ室	東京都葛飾区お花茶屋三丁 目5番6号
	第一集会室	

第二集会室
第三集会室
第四集会室
視聴覚室
和室（しょうぶ）
和室（やなぎ）
料理実習室
遊戯室

別表第2の1の部(1)の款葛飾区地域コミュニティ施設立石地区センターの項を次のように改める。

葛飾区地域 コミュニティ施設立石 地区センター	大会議室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,900円	3,600円
	小会議室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	和室	500円	250円	250円	500円	900円	1,600円
	集会室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,900円	3,600円
	多目的室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,900円	3,600円

別表第2の1の部(1)の款備考第2項及び同部(3)の款備考第2項中「別館大会議室、別館小会議室、別館和室、別館集会室及び別館多目的室」を「大会議室、小会議室、和室、集会室及び多目的室」に改め、同表3の部葛飾区地域コミュニティ施設白鳥憩い交流館の項を削る。

別表第3の1の部(1)の款葛飾区地域コミュニティ施設立石地区センターの項を次のように改める。

葛飾区地域 コミュニティ施設立石 地区センター	大会議室	3,600円	1,950円	1,950円	3,900円	5,700円	10,800円
	小会議室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	和室	1,500円	750円	750円	1,500円	2,700円	4,800円
	集会室	3,600円	1,950円	1,950円	3,900円	5,700円	10,800円
	多目的室	3,600円	1,950円	1,950円	3,900円	5,700円	10,800円

							円
--	--	--	--	--	--	--	---

別表第3の1の部(1)の款備考第2項及び同部(3)の款備考第2項中「別館大会議室、別館小会議室、別館和室、別館集会室及び別館多目的室」を「大会議室、小会議室、和室、集会室及び多目的室」に改め、同表3の部葛飾区地域コミュニティ施設白鳥憩い交流館の項を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条第3項の改正規定、別表第1の1の部葛飾区地域コミュニティ施設立石地区センターの項の改正規定、別表第2の1の部(1)の款葛飾区地域コミュニティ施設立石地区センターの項の改正規定、同款備考第2項及び同部(3)の款備考第2項の改正規定、別表第3の1の部(1)の款葛飾区地域コミュニティ施設立石地区センターの項の改正規定並びに同款備考第2項及び同部(3)の款備考第2項の改正規定 令和5年7月1日

(2) 別表第1の3の部葛飾区地域コミュニティ施設白鳥憩い交流館の項を削る改正規定、同表4の部葛飾区地域コミュニティ施設亀有学び交流館の項の改正規定、別表第2の3の部葛飾区地域コミュニティ施設白鳥憩い交流館の項を削る改正規定及び別表第3の3の部葛飾区地域コミュニティ施設白鳥憩い交流館の項を削る改正規定 令和5年8月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(経過措置)

2 前項第1号に掲げる規定の施行の際現に改正前の葛飾区地域コミュニティ施設条例の規定により葛飾区地域コミュニティ施設立石地区センター別館大会議室、別館小会議室、別館和室、別館集会室又は別館多目的室の使用の承認を受けているものは、それぞれ改正後の葛飾区地域コミュニティ施設条例の規定により葛飾区地域コミュニティ施設立石地区センター大会議室、小会議室、和室、集会室又は多目的室の使用の承認を受けたものとみなす。

(準備行為)

3 付則第1項第1号に掲げる規定による改正後の葛飾区地域コミュニティ施設条例の規

定による使用の承認に必要な準備行為は、同号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。